

坂戸市健康なまちづくり推進条例（骨子案）に係る坂戸市議会議員からの意見について

意見 1（P 1） 1. 条例名について

- ・「第 3 次坂戸市健康なまちづくり計画」に「誰もが幸福を感じ、自ら健康だと言える、日本一健康なまち さかど」の実現を目指すことが示されているため、条例名に「日本一」の文字を入れ、さらに制定理由、目的に「市民の幸福」が明記されていることから、健康を「健幸」と置き換えてもよいのではと考える。全国にも「日本一」や「健幸なまち」を謳う自治体もあるが、本市こそ最も相応しい条例名と考えるが（健幸とは市民が生涯にわたって健康で幸せに生活することができる状態）。

【回答】

条例の題名に「日本一」を加え、「坂戸市日本一健康なまちづくり推進条例」とすることにつきましては、決意を表現する文言として有効ではあると考えますが、題名としてはやや過大な表現になると考えますので、「第 3 次健康なまちづくり計画」の基本理念の中に「誰もが幸福を感じ、自ら健康だと言える、日本一健康なまち さかど」と位置付けておりますことから、条例の題名には入れずに原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

また、健康を「健幸」と置き換えることにつきましては、健康と幸福は、密接に結びついていると認識しており、「第 3 次坂戸市健康なまちづくり計画」の基本理念の中にも同様な表現を用いておりますが、「健幸」は造語であることもありますので、条例の題名に入れずに原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

意見 2（P 2）（4）責務について

- ・（3）の基本理念にのっとり、市、市民、関係機関、地域団体、事業者の責務を定めま
す。とありますが、市の責務はそのまま、市民～事業者は責務ではなく「役割」とした方がよいのではと考えるが。

【回答】

法令等を確認しますと、一部の自治体の条例で「役割」という用語を用いている例が見られますが、「責務」という用語を用いることが一般的となっており、「坂戸市健康なまちづくり計画」の根拠法令である健康増進法、食育基本法、歯科口腔保健の推進に関する法律でも、国及び地方公共団体、関係者、国民等に対し、「責務」という用語を用いていることから、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

なお、本条例は、健康なまちづくりに取り組んでいく市のビジョンを示すものであり市民等に責務を課すことで、「権利の制限」や「罰則を科す」などの内容とするものではございません。

意見3 (P2) (4)責務について

- ・市民、関係機関、地域団体及び事業者が行う健康づくりを支援するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする等の財政的な支援についても市の責務としてはどうかと考えるが。

【回答】

本条例は、理念条例でありますことから、財政的な支援の必要性等、政策的に総合的な判断を要する事項につきましては、明記しない方向で考えております。

意見4 (P2) (7)情報提供について

- ・健康づくりの推進のために必要な事項の把握に努め、施策に反映させるものであるため、(4)の責務の中に「情報提供」を入れた方がよいのではと考えるが。

【回答】

(7)の情報提供につきましては、(4)の責務の中に、入れる方向で調整させていただきます。

意見5 審議会について

- ・すでに健康なまちづくり審議会条例が制定されているので、整合性を図るため、本条例においても、審議会について記載してはどうかと考えるが。

【回答】

本条例は、理念条例でありますことから、実務的な審議会についての記載につきましては、坂戸市健康なまちづくり審議会条例の改正を行うことで整合性を図ってまいりたいと考えております。